

浜松市水道工事共通仕様書
 第 1 5 回改訂
 新旧対照表

ページ	(旧：令和 6 年 9 月版)	(新：令和 7 年 7 月版)
(1)	目次 本編 第 1 章 総則 1 第 1 節 総則 1 1－1－1 適用 1 1－1－2 用語の定義 1 1－1－3 施工計画書 1 1－1－4 監督員による検査（確認含む）及び立会等 2 1－1－5 数量の算出及び完成図 3 1－1－6 完成検査 3 1－1－7 施工管理 3 1－1－8 現場代理人及び配水管工の管理 3	目次 本編 第 2 章 総則 1 第 1 節 総則 1 1－1－1 適用 1 1－1－2 用語の定義 1 1－1－3 施工計画書 1 1－1－4 監督員による検査（確認含む）及び立会等 2 1－1－5 数量の算出及び完成図 3 1－1－6 完成検査 3 1－1－7 施工管理 3 1－1－8 （削除）配水管工の管理 3
3	1－1－6 完成検査 受注者は、完成検査について、土木工事共通仕様書（第 1 編 1－1－2 0 完成検査）に規定するもののほか、次の事項について実施しなければならない。 (1) 完成検査において、当該工事に従事した配水管工（追記）等を立ち合わせなければならない。	1－1－6 完成検査 受注者は、完成検査について、土木工事共通仕様書（第 1 編 1－1－2 0 完成検査）に規定するもののほか、次の事項について実施しなければならない。 (1) 完成検査において、当該工事に従事した配水管工のうち代表者 1 名以上（削除）を立ち合わせなければならない。
3	1－1－8 現場代理人及び配水管工の管理 受注者は、現場代理人、配水管工（追記）（以下「現場代理人等」という。）に、下記に基づく表示をさせなければならない。 (1) 現場代理人等（追記）には、現場作業着手から完了するまでの間、(2)に定める規定のテープを貼った保安帽を着用させ、現場代理人等（追記）の配置を明確にすること。なお、テープは受注者が用意するものとする。	1－1－8 （削除）配水管工の管理 受注者は、（削除）配水管工（浜松市における配水管工に関する要綱に規定する技術資格者をいう。）（削除）に、下記に基づく表示をさせなければならない。 (1) （削除）配水管工には、現場作業着手から完了するまでの間、(2)に定める規定のテープを貼った保安帽を着用させ、（削除）配水管工の配置を明確にすること。なお、テープは受注者が用意するものとする。

ページ	(旧：令和6年9月版)	(新：令和7年7月版)
4	(2) テープの規格、表示方法等については下記のとおりとする。 ① テープの幅は24 mmを標準とし、長さは100 mm程度とする。 ② 表示位置は、保安帽表面の任意の場所とする。 ③ 配色は〔図 1－1〕のとおりとする。 〔図 1－1〕 現場代理人 配水管工 工事責任者 配水管工 緑色 青色	(2) テープの規格、表示方法等については下記のとおりとする。 ① テープの幅は24 mmを標準とし、長さは100 mm程度とする。 ② 表示位置は、保安帽表面の任意の場所とする。 ③ 配色は〔図 1－1〕のとおりとする。 〔図 1－1〕 (削除) 配水管工 (削除) 配水管工 (削除) 青色
21	3－8－11 洗浄排水作業工 受注者は、水道法第13条第1項に基づき、または準じて水質試験を実施しなければならない。 なお試験方法については、次の事項のとおりとする。 (1) 十分な管内流速（秒速1 m程度）を与え、管内を完全に洗浄すること。また、水圧低下及び赤水が予想される時は、夜間などに実施すること。 (2) 洗浄排水に際しては、排水箇所付近を十分調査し、護岸施設、住宅等に損傷を与えることのないよう注意すること。また、消火栓により排水する場合は、ホース等適当な器具を用いて排水施設へ排水すること。 (3) 洗浄排水作業中は、適宜点検を行うとともに、作業中を示す看板等を設置すること。 (4) 排水にあたっては、排出先の基準を満たすよう、中和作業等の必要な措置を講ずること。 (5) 洗管水は、色度等が水道水と同程度となった時点で水を採取し、水質試験を行い、様式4に次の項目の書類を添付し、監督員に提出すること。 ア 洗管状況写真 イ 洗浄水の流れおよび洗管水採取箇所を記入した平面図 (追記)	3－8－11 洗浄排水作業工 受注者は、水道法第13条第1項に基づき、または準じて水質試験を実施しなければならない。 なお試験方法については、次の事項のとおりとする。 (1) 十分な管内流速（秒速1 m程度）を与え、管内を完全に洗浄すること。また、水圧低下及び赤水が予想される時は、夜間などに実施すること。 (2) 洗浄排水に際しては、排水箇所付近を十分調査し、護岸施設、住宅等に損傷を与えることのないよう注意すること。また、消火栓により排水する場合は、ホース等適当な器具を用いて排水施設へ排水すること。 (3) 洗浄排水作業中は、適宜点検を行うとともに、作業中を示す看板等を設置すること。 (4) 排水にあたっては、排出先の基準を満たすよう、中和作業等の必要な措置を講ずること。 (5) 洗管水は、色度等が水道水と同程度となった時点で水を採取し、水質試験を行い、様式4に次の項目の書類を添付し、監督員に提出すること。 ア 洗管状況写真 イ 洗浄水の流れおよび洗管水採取箇所を記入した平面図 (6) 洗管水の採水・運搬方法については、臭気管理及び残留塩素の品質確保のため、ガラス瓶を使用し、保温ボックス等に入れて温度を一定に保つようにしなければならない。

ページ	(旧：令和6年9月版)	(新：令和7年7月版)
21 22	3－8－12 水圧試験工 受注者は、水道法第13条第1号に基づき、または準じて水圧試験を実施しなければならない。 なお、試験方法については次の事項のとおりとする。 (1) 充水後（排気完了後）12時間以上経過後に水圧試験を開始すること。 (2) 原則として0.75MPaを加圧し、24時間計測すること。(追記)ただし、これにより難しい場合は、監督員の指示によるものとする。また、計測中にも異常がないか点検するとともに、監督員の立会いを求めること。 (追記) (3) 管径900mm以上のDIP及び内面継手管の継手は、原則として監督員立会のうえ、継手毎に内面からテストバンドによる水圧試験により、管路の水圧試験の代わりとすることができる。これに使用するテストバンドは受注者が準備すること。なお、加圧により離脱力が作用するため、管路端から4本目までを除き実施すること。 (4) テストバンドによる試験水圧は、原則として0.5MPaを5～10分間保持し、0.4MPaを下回らないこと。これを下回った場合は、再度接合をやり直し、再び水圧試験を行うこと。 (5) 水圧試験結果については、様式4に次の項目の書類を添付し、監督員に提出すること。 ア 試験箇所（加圧箇所、自記圧力計設置箇所） イ 試験管路図 ウ 試験年月日時分 エ 試験水圧結果（自記圧力記録紙） オ 写真（開始時・監督員の中間確認・終了時） カ 継手番号（テストバンドによる試験） キ 5分後の水圧（テストバンドによる試験） (6) 水圧試験により難しい場合は、具体的な方法を監督員と協議し承諾を得るものとする。 (7) 水圧試験精度を担保するため水道用自記圧力計は、製造会社が推奨する頻度で点検を行うこと。	3－8－12 水圧試験工 受注者は、水道法第13条第1号に基づき、または準じて水圧試験を実施しなければならない。 なお、試験方法については次の事項のとおりとする。 (1) 充水後（排気完了後）12時間以上経過後に水圧試験を開始すること。 (2) 原則として0.75MPaを加圧し、24時間計測すること。規定値は水圧低下10％以内とする。ただし、これにより難しい場合は、監督員の指示によるものとする。また、計測中にも異常がないか点検するとともに、監督員の立会いを求めること。 (3) 水道配水用ポリエチレン管のみの工事において、施工日数が1日の場合は、監督員と協議の上、配水用ポリエチレンパイプシステム協会「施工マニュアル」に記載される通水試験方法によることが出来るものとする。 (4) 管径900mm以上のDIP及び内面継手管の継手は、原則として監督員立会のうえ、継手毎に内面からテストバンドによる水圧試験により、管路の水圧試験の代わりとすることができる。これに使用するテストバンドは受注者が準備すること。なお、加圧により離脱力が作用するため、管路端から4本目までを除き実施すること。 (5) テストバンドによる試験水圧は、原則として0.5MPaを5～10分間保持し、0.4MPaを下回らないこと。これを下回った場合は、再度接合をやり直し、再び水圧試験を行うこと。 (6) 水圧試験結果については、様式4に次の項目の書類を添付し、監督員に提出すること。 ア 試験箇所（加圧箇所、自記圧力計設置箇所） イ 試験管路図 ウ 試験年月日時分 エ 試験水圧結果（自記圧力記録紙） オ 写真（開始時・監督員の中間確認・終了時） カ 継手番号（テストバンドによる試験） キ 5分後の水圧（テストバンドによる試験） (7) 水圧試験により難しい場合は、具体的な方法を監督員と協議し承諾を得るものとする。 (8) 水圧試験精度を担保するため水道用自記圧力計は、製造会社が推奨する頻度で点検を行うこと。

ページ	(旧：令和6年9月版)						(新：令和7年7月版)					
41	〔表Ⅱ－１〕撮影箇所一覧表（施工状況・出来形管理）						〔表Ⅱ－１〕撮影箇所一覧表（施工状況・出来形管理）					
	区分	工 種	撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮 影 頻 度	提出頻度	区分	工 種	撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮 影 頻 度	提出頻度
	管布設工	管布設工	吊込み状況	施工中	80mに1回	80mに1回	管布設工	管布設工	吊込み状況	施工中	80mに1回	80mに1回
			深さ、据付状況 (追記)	施工後	40mに1回 (追記)	40mに1回 (追記)			深さ、据付状況 布設位置(官民境又は道路構造物等からの離隔幅)	施工後	40mに1回 (延長40m以下の施工路線は、路線毎に1回)	40mに1回 (延長40m以下の施工路線は、路線毎に1回)
		管継手工	接合作業 「配水管工」等による接合作業状況、受口・挿口清掃、滑材(接着剤)塗布、締付(トルレンチ)、継手チェック各作業状況	施工中	40mに1回	40mに1回		管継手工	接合作業 「配水管工」等による接合作業状況、受口・挿口清掃、滑材(接着剤)塗布、締付(トルレンチ)、継手チェック各作業状況	施工中	40mに1回	40mに1回
		管溶接工	溶接作業 「溶接工」による作業状況	施工中	全箇所	口径ごとに1枚		管溶接工	溶接作業 「溶接工」による作業状況	施工中	全箇所	口径ごとに1枚
51	＜横断面図＞ 道路、河川、橋梁等の横断面図に新設管、残置管、並びに既設埋設物の占用位置 (追加)、土被り、形状寸法等を表示すること。						＜横断面図＞ 道路、河川、橋梁等の横断面図に新設管、残置管、並びに既設埋設物の占用位置 (官民境又は道路構造物等からの離隔幅)、土被り、形状寸法等を表示すること。					
52	＜オフセット図＞ (1) 新設、または残置の仕切弁、消火栓、空気弁、排水設備 (追記)、連絡部（残置は除く）、圧着工法施工箇所、管末、および残置管がある場合には、その起終点、その他監督員が指示した箇所はオフセット図を作成すること。なお、平面図とオフセット図には、共通のオフセット番号をつけること。						＜オフセット図＞ (1) 新設、または残置の仕切弁、消火栓、空気弁、排水設備 (止水栓類)、連絡部（残置は除く）、圧着工法施工箇所、管末、および残置管がある場合には、その起終点、その他監督員が指示した箇所はオフセット図を作成すること。なお、平面図とオフセット図には、共通のオフセット番号をつけること。					

施 工 量							
名 称	形状	単位	占用更新物件		占用廃止物件		
			新設数量	残置(休止)	残置(充填処理)	残置(管末処理)	撤去
配水管布設工	DGX φ 200	m	(400.0) 395.0				
	DIP φ 200	m		290.0			
	HPE φ 50	m	(120.0) 115.0				
	VWP φ 40	m					65.0
仕切弁設置工	φ 200	箇所	1		1		
	φ 50	箇所	2				
	φ 40	箇所					2
空気弁設置工	φ 200	箇所	2				2
消火栓設置工	φ 200	箇所	2				2

(追記)

施 工 量							
名 称	形状	単位	占用更新物件		占用廃止物件		
			新設数量	残置(休止)	残置(充填処理)	残置(管末処理)	撤去
配水管布設工	DGXφ200	m	(400.00) 395.00				
	DIPφ200	m		290.00			
	HPEφ50	m	(120.00) 115.00				
	VWPφ40	m					65.00
仕切弁設置工	φ200	箇所	1		1		
	φ50	箇所	2				
	φ40	箇所					2
空気弁設置工	φ200	箇所	2				2
消火栓設置工	φ200	箇所	2				2

25
15
10
20
20
20
20
20

150

※ 延長は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

ページ

75

(旧：令和6年9月版)

水道工事共通仕様書(第3章第8節3-8-11、12)様式4

(起案用)

自記圧試験・洗管水水質検査結果報告書

工事番号	工事名称	
着手	工事箇所	
完成	請負代金額	

年 月 日

水道工事共通仕様書第3章第8節3-8-11,12に基づき検査を実施したので、下記結果のとおり報告します。

受注者 現場代理人

記

(自記圧試験) ※試験数が多い場合は、別紙に記入すること。

工区	区間	試験結果			
		開始日時	測定値	終了日時	測定値
	～				
	～				
	～				

(水質検査) ※試験数が多い場合は、別紙に記入すること。

工区	区間	検査結果					
		浄水課受付日	pH	色度	濁度	臭気	残留塩素
	～		5.8～8.6	1以下	0.4以下	異常でないこと	0.1以上
	～						
	～						
	～						

☐ 情報共有システムの場合、以下事項はシステム決裁による。(※適用の際は口欄へレ点)

(追記)

総括または主任監督員所見(水道法第12条第2項に係る水道の布設工事監督者の資格を有する者)

上記について受理する。

年 月 日

総括監督員	主任監督員

担当監督員

上記報告について、水道法第13条第1項に 準じる 検査結果が適正であることを確認しました。

[確認 口] 年 月 日

[確認 者] 水道技術管理者(水道技術管理補助者)

(追記)

(新：令和7年7月版)

水道工事共通仕様書(第3章第8節3-8-11、12)様式4

(起案用)

自記圧試験・洗管水水質検査結果報告書

工事番号	工事名称	
着手	工事箇所	
完成	請負代金額	

年 月 日

水道工事共通仕様書第3章第8節3-8-11,12に基づき検査を実施したので、下記結果のとおり報告します。

受注者 現場代理人

記

(自記圧試験) ※試験数が多い場合は、別紙に記入すること。

工区	区間	試験結果			
		開始日時	測定値	終了日時	測定値
	～				
	～				
	～				

(水質検査) ※試験数が多い場合は、別紙に記入すること。

工区	区間	検査結果					
		浄水課受付日	pH	色度	濁度	臭気	残留塩素
	～		5.8～8.6	1以下	0.4以下	異常でないこと	0.1以上
	～						
	～						

☐ 情報共有システムの場合、以下事項はシステム決裁による。(※適用の際は口欄へレ点(削除))

☐ 浜松市決裁システム(コアら)の場合、以下事項は電子入力による。(※適用の際は口欄へレ点)

総括または主任監督員所見(水道法第12条第2項に係る水道の布設工事監督者の資格を有する者)

上記について受理する。

年 月 日

(削除)

担当監督員 (削除)

上記報告について、水道法第13条第1項に 準じる 検査結果が適正であることを確認しました。

[確認 日] 年 月 日

[確認 者] 水道技術管理者・水道技術管理補助者

(削除)

※どちらかを見え消しにする